

介護報酬改定検証・研究委員会の調査結果（平成25・26年度）に
関連する平成27年度介護報酬改定の主な対応について

1. 平成25年度調査

※ 一部平成26年度調査含。

(1) 集合住宅における定期巡回・随時対応サービスの提供状況に関する調査

研究事業

(改定項目)

- 訪問看護サービスの提供体制の見直し

(改定内容)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする。

(改定項目)

- 通所サービス利用時の減算の改善

(改定内容)

- 通所介護等の利用日における定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の減算率を緩和する。

(改定項目)

- オペレーターの配置基準等の緩和

(改定内容)

- 夜間から早朝までの間にオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲について、「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。あわせて、複数の事業所の機能を集約し、通報を受け付ける業務形態の規定を緩和する。

(改定項目)

- 介護・医療連携推進会議及び外部評価の効率化

(改定内容)

- 介護・医療連携推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとする。

(改定項目)

- 集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係る評価の見直し

(改定内容)

- 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者に対するサービス提供に係る介護報酬を新たに減算する仕組みを設ける。

(2) 複合型サービスにおけるサービス提供実態に関する調査研究事業

(※平成26年度(3)同調査)

(改定項目)

- 看護体制の機能に伴う評価の見直し

(改定内容)

- 提供される看護の実態や利用者の重度化を踏まえた看護提供体制を評価した加算（訪問看護体制強化加算）と減算（訪問看護体制減算）を新設とともに、利用者の在宅療養生活を継続する観点から、利用者の医療ニーズに重点的な対応をしている事業所に係る当該加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

(改定項目)

- 事業所と同一建物居住者へのサービス提供に係る評価の見直し

(改定内容)

- サービスの提供実態を踏まえ、事業所と同一建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者に対してサービスを行う場合の基本報酬を新設する。

(改定項目)

- 登録定員等の緩和

(改定内容)

- 登録定員を29人以下とする。

(改定項目)

- 事業開始時支援加算の延長

(改定内容)

- 今後も更なる整備促進を図る観点から、平成29年度末まで延長する。

(改定項目)

● 総合マネジメント体制強化加算の創設

(改定内容)

- 看護小規模多機能型居宅介護を提供する事業所は、日々変化しうる利用者の状態を確認しつつ、一体的なサービスを適時適切に提供するため、利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の従業者といった多様な主体との意思疎通等を図り、適切に連携するための体制構築に取り組むなどの積極的な体制整備を行っていることを評価する。当該加算については区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

(3) 集合住宅における訪問系サービス等の評価のあり方に関する調査研究

(改定項目)

● 集合住宅に居住する利用者へのサービス提供の見直し

(改定内容)

- サービスの提供実態を踏まえ、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者に対してサービスを行う場合、上記以外の建物に居住する利用者（20人以上）に対してサービスを行う場合に報酬を減算する。

(4) 介護老人保健施設の在宅復帰支援に関する調査研究事業

(※平成26年度(3)同調査)

(改定項目)

● 在宅強化型の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算の重点的な評価

(改定内容)

- 在宅復帰支援機能を更に高めるため、リハビリテーション専門職の配置等を踏まえ、在宅強化型基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算について重点的に評価。

(改定項目)

● 入所前後訪問指導加算の見直し

(改定内容)

- 在宅復帰率の高い施設は入所前から退所の時期等について利用者と相談している割合が高いという結果や、退所の意向について本人と家族で相違が見られたこと等を踏まえ、入所中の具体的な生活機能の改善目標を定めることともに、退所後の生活や看取りへの対応まで含めた切れ目ない支援計画を作成

することを新たに評価した。

(5) 訪問介護サービスにおける短時間の身体介護の提供状況に関する調査研究事業

(改定項目)

- 20分未満の身体介護の見直し

(改定内容)

- 訪問介護の身体介護の時間区分の1つとして、「20分未満」を位置付け、いわゆる「2時間ルール」（前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けること）の範囲で提供するものについては、全ての訪問介護事業所において算定を認める。

(改定項目)

- 頻回の訪問として行う20分未満の身体介護の見直し

(改定内容)

- 前回提供した訪問介護から概ね2時間以上の間隔を空けずに提供するものを「頻回の訪問」として位置付け、これについて、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を受けている」又は「実施に関する計画を策定している」事業所が提供するものについて、要介護1又は要介護2の利用者のうち認知症であること等により必要と認められる場合に算定を認める。
- この場合の当該利用者に係る1月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）（訪問看護サービスを行わない場合）における当該利用者の要介護度に対応する単位数の範囲内とする。

(6) リハビリテーション専門職と介護職との連携に関する調査研究事業

(改定項目)

- リハビリテーションマネジメントの強化

(改定内容)

- 訪問介護との連携方法の効率化として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問介護のサービス提供責任者に対して行う指導及び助言は、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションのリハビリテーションマネジメントのプロセスとして、一体的に評価した。

(7) 予防サービスの提供に関する実態調査

(改定項目)

- 基本報酬の見直し

(改定内容)

- 介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションについては、通所介護と異なり、いわゆる「レスパイク機能」を有していないことから、長時間の利用は想定されない。このため、通常規模型通所介護及び通常規模型通所リハビリテーションの基本報酬の評価と整合を図り、基本報酬を見直した。

(8) 認知症対応型共同生活介護のあり方に関する調査研究事業

(改定項目)

- 看取り介護加算の充実

(改定内容)

- 利用者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、看取り介護の質を向上させるため、新たな要件を追加し、死亡日以前4日以上30日以下における手厚い看取り介護の実施を図る。

(9) 認知症の人に対する通所型サービスのあり方に関する調査研究

(改定項目)

- 利用定員の見直し

(改定内容)

- 共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、「1ユニット3人以下」に見直す。

(10) 介護サービス事業所における医療職のあり方に関する調査研究事業

(※平成26年度 (5) 介護サービス事業所における医療職の勤務実態および医療・看護の提供実態に関する横断的な調査研究事業)

(改定項目)

- 介護老人福祉施設（地域密着型を含む）等における看取り介護加算の見直し

(改定内容)

- 入所者及びその家族等の意向を尊重しつつ、看取りに関する理解の促進を図り、介護福祉施設サービスにおける看取り介護の質を向上させるため、看取り介護の体制構築・強化をPDCAサイクルにより推進することを要件として、死亡日以前4日以上30日以下における手厚い看取り介護の実施を図る。

(改定項目)

- 介護老人福祉施設（地域密着型を含む）における日常生活継続支援加算の見直し

(改定内容)

- 介護老人福祉施設が今後更に重度者等の積極的な受け入れを行うことを評価する観点から、入所者に係る算定要件の見直しを行うとともに、ユニット型施設の入所者については、単位数を従来型施設の入所者よりも引き上げる。

(改定項目)

- 介護療養型医療施設における機能に応じた評価の見直し

(改定内容)

- 介護療養病床を有する病院が担っている、医療処置及び看取りやターミナルケアを実施する機能について、一定の要件を満たす場合に療養機能強化型として重点的に評価した。

(11) 生活期リハビリテーションに関する実態調査

(改定項目)

- リハビリテーション基本理念の明確化

(改定内容)

- 「心身機能」、「活動」、「参加」のバランスのよいリハビリテーションの提供を明確化として、リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならないことについて、訪問・通所リハビリテーションの基本方針に規定した。(運営基準事項)

(改定項目)

- 基本報酬の見直しと個別リハビリテーション実施加算の包括化

(改定内容)

- 長期間継続して提供される身体機能の訓練の見直しとして、長期間継続して実施される個別リハビリテーションの評価の一部の基本報酬へ包括化した。

(改定項目)

- 生活行為向上リハビリテーション実施加算の新設

(改定内容)

- 活動と参加に向けたリハビリテーションの提供として、ADL・IADL、社会参加などの生活行為の向上に焦点を当てた新たな「生活行為向上リハビリテーション」として、居宅などの実際の生活場面における具体的な指導等において、訪問と通所の組み合わせが可能な新たな報酬体系を導入した。

(12) 集合住宅における小規模多機能型居宅介護の提供状況に関する調査研

究事業

(改定項目)

- 訪問サービスの機能強化

(改定内容)

- 訪問を担当する従業者を一定程度配置するとともに、1月あたり延べ訪問回数が一定数以上の事業所について、新たな加算として評価する。

(改定項目)

- 同一建物居住者へのサービス提供に係る評価の見直し

(改定内容)

- 事業所と同一建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者に対してサービスを行う場合の基本報酬を設定する。

(13) 有床診療所における医療・介護の提供実態に関する調査（地域包括ケアシステムにおける有床診療所に関する調査研究事業）

(改定項目)

- 地域における有床診療所の位置付けの把握

(改定内容)

- 在宅医療や看取りへの関与等、有床診療所が地域で担う役割や、利用者属性を明らかにすることで、有床診に係る今後の施策の検討の基礎資料とした

2. 平成26年度調査

(2) 集合住宅の入居者を対象としたケアマネジメントの実態に関する調査研究事業

(改定項目)

- 特定事業所集中減算の見直し

(改定内容)

- 正当な理由のない特定の事業所への偏りに対する対応強化として、正当な理由のない特定の事業所へのサービスの偏りの割合が90%を超える場合の減算の適用について、適用要件の明確化を図りつつ、減算の適用割合を引き下げるとともに、対象サービスの範囲については、限定を外す。

(改定項目)

- 集合住宅に併設する事業所の運営

(改定内容)

- 居宅介護支援事業所の取組み（事業内外の研修、地域ケア会議への参加、満足度調査の実施、ケアプランの評価・見直しの頻度等）について、集合住宅と併設する事業所と併設していない事業所では、その実施状況について一定の差異は見られるものの、大きな相違はなく、集合住宅と併設する事業所について、特別に問題があるという結果は見られなかった。

(6) リハビリテーションにおける医療と介護の連携に係る調査研究事業

(改定項目)

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正

(改定内容)

- 連携の場となるリハビリテーション会議の開催の位置づけを明確化として、訪問・通所リハビリテーションを提供する事業者は、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーションカンファレンスの場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるよう努めることとした。

(改定項目)

- リハビリテーションマネジメントの強化

(改定内容)

- 多職種協働と医師の関与を強化として、リハビリテーション計画の策定や活用等のプロセス管理の充実、介護支援専門員や他のサービス事業所を交えた「リハビリテーション会議」の実施と情報共有の仕組みの充実を評価した。

(7) 中山間地域等における訪問系・通所系サービスの評価のあり方に関する調査研究事業

(改定項目)

- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の拡充

(改定内容)

- 中山間地域等における小規模多機能型居宅介護の推進として、中山間地域等の居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて小規模多機能型居宅介護を提供する場合は、新たな加算として評価する。